

株式分割に関する基準日設定公告

平成 26 年 12 月 12 日

株主各位

東京都新宿区西新宿一丁目 14 番 11 号
シュッピン株式会社
代表取締役社長 鈴木 慶

当社は、平成 26 年 11 月 10 日(月曜日)開催の取締役会において、平成 27 年 1 月 1 日(木曜日)をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 26 年 12 月 31 日(水曜日)と定めましたので、公告いたします。尚、基準日である平成 26 年 12 月 31 日(水曜日)は休日扱いとなるため、実質的には平成 26 年 12 月 30 日(火曜日)となります。

以上

お知らせおよびご注意

- 平成 27 年 1 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願い致します。